

2008年8月28日

国土交通大臣 谷 垣 禎 一 殿

要 請 書

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団

6月27日、佐賀地裁は、深刻な漁業被害に苦しむ有明海漁民とこれを支援する市民たちが、潮受堤防の撤去、排水門の開門を求めて提起した「よみがえれ！有明訴訟」において、漁民・市民の切実な願いを受け入れ、判決確定から3年以内に開門し、以後、5年間にわたって開門を継続することを命じる画期的な勝訴判決を言い渡した。

農水産大臣は、この判決を受けて、控訴に際し、「開門調査のための環境アセスメントを行う」との談話を発表した。農水省は、開門調査のためのアセスの指針策定に際し、漁民たちの意見を聞く気がないことを明言し、開門の決断を先送りしている。

その間にも、有明海では赤潮が頻発し魚介類が大量に死滅するなどの異変が生じ続けており、また、貴省が管理する調整地ではアオコやユスリカが大発生するなど生態系の異変が生じている。

このような異変を解消するためには、貴省が管理する諫早湾を締め切る潮受堤防排水門を開放し、調整池に海水を導入するしか途はない。

そこで、調整池を含む本明川を管理する貴省において行動を取ることを要請する。

記

- 1 農水省に対し、アセスによらずに直ちに潮受け堤防を開放するよう働きかけること。
- 2 潮受堤防の開放にむけ、調整地に代わる代替水源の確保のために、下水処理水の農業用水利用の実情を調査すること。
- 3 具体的に諫早市において下水処理水を農業用水として利用するにあたって生じる問題点を検証するとともに、その問題点を解消するための措置を検討すること。
- 4 調整地（本明川）の河川管理者として主体的に調整地の水質改善に取り組むこと。
- 5 調整地で大発生しているアオコの危険性について直ちに調査を行うとともに、その解消のために調整地に海水を導入すること。
- 6 現在、調整地及びその周辺において、大量のユスリカが発生し、交通上

の支障等も生じている。そこで、貴省においてこの事実を把握されているのかどうか。そして、ユスリカの発生を抑制するための対策を講じること。

以上